

建荷北発第 33 号
令和 5 年 10 月 26 日

公益社団法人北海道トラック協会
協 会 長 様

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
北海道支部長 瀧川 雅司



令和 5 年度「建設荷役車両特定自主検査強調月間」の実施について

平素より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会におきましては、建設荷役車両に係る作業の安全確保を図るため、特定自主検査制度の定着を推進しているところですが、本年度も 11 月 1 日～同月 30 日までの間、厚生労働省及び経済産業省のご後援の下、「ゼロ災害の意識を持って 特自検」をスローガンに、建設荷役車両特定自主検査強調月間を展開いたします。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、「強調月間実施要綱」(別添)の趣旨をご理解いただき、関係者への周知賜りますようお願い申し上げます。

(備 考)

- ・同封のポスターについては事務所等に掲示していただければ幸いに存じます。
- ・本件に関してご不明な点がございましたら、下記あてお問い合わせください。



〒060-0004

札幌市中央区北 4 条西 7 丁目

NCO ホワイトビル 9 階

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

北海道支部 事務局長 新田 稔

TEL 011-271-7720 FAX 011-271-7580

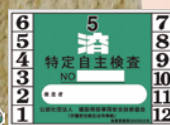
e-mail sac101@mx1.alpha-web.ne.jp

特 自 検

特定自主検査

飯豊まりえ

ゼロ災害の意識を持って
特自検



検査を済ませた機械には、それを証する
検査済標章を貼付しなければなりません。

特定自主検査

強調月間



令和
5年

11/1〔水〕 ▶ 30〔木〕

【主催】 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

【協賛】 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 一般社団法人 日本建設機械工業会
林業・木材製造業労働災害防止協会 一般社団法人 日本産業車両協会

【後援】 厚生労働省 経済産業省



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



とくしんかん

令和5年度 建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

「ゼロ災害の意識を持って 特自検」

令和5年11月1日〔水〕 > 11月30日〔木〕

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和4年度には全国で約203万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和5年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- 〔1〕 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- 〔2〕 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- 〔3〕 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- 〔4〕 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- 〔1〕 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- 〔2〕 ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- 〔3〕 巡回指導による現地指導
- 〔4〕 研修会・実務研修等の開催
- 〔5〕 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- 〔1〕 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- 〔2〕 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。